

令和6年度第2回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和6年5月10日（金）9：30～9：53
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員（WEB） 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。最初に、本日は本田委員がリモートでの参加となりますので、確認をします。本田委員、聞こえておりますでしょうか。

（本田委員）

よろしく申し上げます。

（福本教育長）

よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。本日は議案3件、協議事項4件、報告事項1件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち教第7号議案、教第8号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第4号により、委員の委嘱及び解職並びに任免に関する事。協議事項4、協議事項5、報告事項1については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

それでは、審議を始めたいと思います。

教第6号議案 令和7年度使用教科用図書の採択要領の修正について

（福本教育長）

教第6号議案、令和7年度使用教科用図書の採択要領の修正について、事務局より説明

をお願いします。

(藤井教科指導課長)

教科書採択の要領に関して、4月16日に可決いただきました採択要領及び採択の流れについて修正をさせていただきたいと考えてございます。

1 ページを御覧ください。中段辺りに、2 採択までの手続という項目がございまして、その(2)に、「中学校、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部」という記載がございまして。ここは前回の議案では、「小・」というところが抜けてございましたが、今回、中学校の教科書採択に加えて、小学校の特別支援学級と特別支援学校小学部についても採択という流れを予定しており、前回の議案の記載だと誤りになることから、追記修正させていただきたく存じます。

最後の7ページに修正前と修正後の内容を掲げてございます。一覧表で言いますと、2、3、4については、「小学校」を追加するという同様の趣旨の修正を行うものでございます。それ以外の1、5、6については、体裁と記載について、少し不十分な部分がありましたので、内容、趣旨については変更ありませんが、体裁、記載について、こちらも合わせて修正をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

(福本教育長)

前回、承認いただいた部分で今回訂正があったということで、今説明がありました。この件について、何か御質問はございますか。

どうぞ、お願いします。

(正司委員)

修正了解しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問ではなく、ついでに教えていただきたいのですが、確か6月の中頃から教科書の展示会を行う予定ということでしたが、これを市民の皆さんに広報するような体制は、いつぐらいから、どんな形でされるのか、もし、今何か情報があれば教えていただければありがたいです。なければ、また後ほど教えていただければと思ひます。

(藤井教科指導課長)

こちらについては記者向けをはじめ、様々な形で広報をする予定ですが、また詳細、こういった形でというのは御連絡させていただきたいと思ひます。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

では、この件について質疑がなければ、採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

では、教第6号議案を承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。
それでは、次の案件に参ります。

協議事項2 教員の人材確保について

(福本教育長)

協議事項2、教員の人材確保について、事務局より説明をお願いします。

(吉森教職員人事課長)

1 ページをお開きください。1. の教員不足の現状でございますが、表のとおり今年度は始業日時点で不足ゼロとなっております。ただ、依然として代替教員の確保が困難という状況があることから、引き続き教員確保に全力で取り組む必要があると考えております。

2. の人材確保に関する新たな取組でございますけれども、1つ目に掲載させていただいておりますのが、採用選考における改正です。既に応募は開始しておりますが、大学3年生等を対象とした大学3年生等早期チャレンジ選考、試験スケジュールの前倒し、大学推薦区分の推薦人数上限の撤廃などを実施しております。2つ目として、市立高校生を対象に教職の魅力伝えるセミナーを実施していきたいと考えております。

下段に継続して行う取組を掲載しております。まずは積極的な採用の継続、臨時免許状、特別免除状の活用、採用前研修、多忙化対策、メンタルヘルス対策等を引き続き実施していきたいと考えてございます。

2 ページをお開きください。3. 今後検討を進めていく取組として、1つ目としては、採用選考日程の前倒しでございます。今年度、日程を早めたところでございますが、文科省から4月26日に通知がございまして、5月11日を目安として、もう1段の前倒しの検討依頼がございました。こちらにつきましては、また近隣自治体とも協議してまいりたいと思っております。

2つ目は、特別免許状のさらなる活用についてですが、こちらにも積極的な活用を求められておりまして、本市では昨年度から公募により採用選考を実施しているところですが、ALTへの周知等、受験者の増加に向けて強化に努めてまいりたいと思っております。

3点目、まだ具体的な案はございませんが、引き続き全国の状況等を確認しながら、新たな人材確保策についても検討していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(福本教育長)

喫緊のテーマであります教員の人材確保ですけれども、資料のような方向で進めていきたいということで、何か御質問ありましたら、よろしくお願いたします。

今井委員どうぞ。

(今井委員)

本当に様々な形で取り組んでいただき、この令和6年、5年と、採用人数も増やしていただいている。過去と比べると、採用人数を増やしていただいた関係で、新規の方が配属された学校側で育てていく上で、いろいろ大変なところもあるのではないかと思います。そのあたり、現場からの声とか、こういうところに困っていると、こういうサポートがあればとか、何か寄せられているお声があれば、少し教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(濱田人材確保対策担当部長)

初めて教壇に立つ方々に対しては2月から採用前研修をさせていただいて、今年度もかなり好評でした。横のつながりができたということで、例えばこの4月から早速授業をする場合でも、LINEで悩みの共有ができたりとか、アドバイスをもらったりしておりますし、学校の校長先生方に関しては、4月初めに全ての学校へ行かせていただきまして、温かく育てていただけるようお願いもしておりますので、適宜フォローはさせていただいていると思います。

(今井委員)

分かりました。ありがとうございます。やはり採用前研修は、すごく意義があるというように受け止めてよろしいですか。

(濱田人材確保対策担当部長)

はい。もう大変喜んでいただいております。現場研修の方も1日ではありますけれども、教育実習とはまた違って、少しリアルな形で学校現場を見ていただけましたので、好評と聞いております。

(山下委員)

2点お伺いしたいのですが、1点が、現在の臨時講師等で採用試験を受けられる方に対して、確か配慮があったように記憶していますが少し正確なところを失念しましたので、もし、その点教えていただけたら、教えていただきたいというのが1点です。

もう一点が、2. 人材確保に関する新たな取組の2点目で、市立高校へのセミナーとい

うことで、非常に面白いなと思いながら拝見していましたが、学年はどの学年になるのか。あと、市内の市立高校は大体全ての高校になるのか、さらに市内の県立高校には、やはり難しいかなと思う反面、そのあたりの御検討状況を教えていただけるようでしたら、お願いできればと思います。今後のことにも関わりますので、可能な範囲で結構です。

(濱田人材確保対策担当部長)

2点目の市立高校のセミナーですが、須磨翔風高校が開校当時から特色の1つとして、選択項目の1つに教育科というものをつくりまして、教員になろうと志す高校2年生が1年間通じて毎週のように授業を受けるということで、ずっと今も続けております。かなりブラッシュアップされまして、授業をするための心構えであるとか、教員になるためにはとか、憧れの先生とはどんな人でしたかとか、教員を目指す高校2年生に対して熱心に授業をしていただいております。こういう特色のある授業をしているのは須磨翔風だけですけれども、こういったことを少なくとも全日制の高校5校には年度内に実施させていただき、例えば入職セミナー的な形で、将来的に教員になりたいような高校生に対して説明などもさせていただこうと思っております。県立に関しては、なかなか県ということもありますので、まずは市立からというふうに考えております。

以上です。

(吉森教職員人事課長)

私からは、1番目の臨時的任用教員について、どういった配慮がなされているかご説明させていただければと思います。臨時的任用教員区分というものがございまして、今までは1年経たないと臨時的任用教員区分では受けられませんでした。昨年度より1年目から受けられるようになってございます。あとは、1次選考において、一般区分だと教職一般教養と専門教科と集団面接を受ける必要がありますが、臨時的任用教員区分では、教職一般教養が免除になって、専門教科からスタートとなっております。

以上でございます。

(山下委員)

ありがとうございました。よく分かりました。

(福本教育長)

ほかに、この件で御質問とかあれば、お願いします。

(吉井委員)

単純な質問だけさせていただきたいのですが、冒頭に、年度途中で産休や病気休職の方々が増加傾向にあるというふうに記載されておりますが、これは大体年度で何人ぐらい

の方々が過去平均的にそういう対象になっていらっしゃるかというデータがあれば、ぜひ教えていただければと思います。

(吉森教職員人事課長)

産育休につきましては、全校種で大体年度初めで500人程度入っておりまして、年度中に100人から120人程度増えます。あと、病気休暇などの病気休職については、50人程度が年度当初に入りまして、そこからさらに50人程度は増えるというような状況でございます。

(吉井委員)

ありがとうございました。今現在、年度当初は、教員の不足数はゼロということで、しっかり計算されていらっしゃる。途中で、やはり100名以上も不足されるということになったときに、補う手をあらかじめいろいろ考えておかなければいけないのだろうと思いますが、どのような手を打たれておられるのかということを少し教えていただければと思います。

(濱田人材確保対策担当部長)

夏休みぐらいいまででしたら、年度末あたりを含めまして、来年度、産休予定とかいうことが分かりますので、より多めに臨時講師の方々を確保しまして、いわゆる先読み配置を含めまして、臨時講師の方々が現在の担任の先生と一緒にクラスを担当したり、一緒に家庭訪問などもしたりして、次はこの方が担任しますということで、産休代替の方が引き継ぐ形をとっていますが、例えば今頃の時期に実は妊娠が分かりましたとなり、11月頃から産休に入りますとなったときに、臨時講師がその時点ではまだ見つかっていない状況が出てきますので、これからも含めて、鋭意、臨時講師の獲得に邁進していきたいと思っております。

(吉井委員)

どうもありがとうございます。

(福本教育長)

ほか、この件に御質問はいかがでしょうか。

本田委員もよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、次の案件に参ります。

協議事項3 学校生活のルールや決まりの見直しについて

(福本教育長)

協議事項 3、学校生活のルールや決まりの見直しについて、事務局より説明をお願いします。

(都築学校教育課長)

学校生活のルールや決まりの見直しについてです。学校生活のルールや決まり、いわゆる校則等は、児童生徒が健全な学校生活を送る上で守るべき指針であり、規範意識の醸成に向けて教育的意義を有しているということでございます。こちら令和3年度よりガイドラインを策定して、毎年、各校で見直しを行っております。令和5年度の取組状況を調査結果と一緒に御覧いただければと思います。校則等の見直しと子どもの権利についての学習は全校でできております。校則の改訂、こちらは全校でできていませんが、既に校則の見直しが進んでいるというところで、全校的に取組みができております。いわゆる校則の靴下が白色であったり、ツーブロックであったり、過剰に制限する校則、こちら全て見直しが進んでおります。令和5年度から追加項目として調査をしております、1つ目が、健康上の配慮。こちらは、見直しの3.の表になりますが、熱中症対策として、日傘等の使用を認めていくとか、防寒対策として市販の上着等を認めていく、こういうふうな調査でございます。

次に、4.名札及びネーム刺しゅうの取扱い、こちら、いわゆる校則の話ではないかもしれませんが、プライバシーの観点から外すや着用しないような指導をしております、これは全校とも実施できております。

最後になりますが、体操における保護者の経済的負担の軽減。こちらでございますが、デザインのシンプル化、または、市販のシャツやジャージ等を着用する、このような取組を各校で進めているところでございます。

説明は以上でございます。

(福本教育長)

なお、今後の方針に係る部分については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障を生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であるとして、後ほど非公開の場で協議したいと思っております。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

それでは、今までの部分で何か御質問等はございますか。

(今井委員)

この見直しについて、本当に着実に全校で前に進めていただいている状況を教えていただいて、本当にありがたいなと思っています。少し質問なのですが、見直し状況の3. 登下校における健康上の配慮の調査結果のところ、防寒対策として市販のコート、上着とかセーター、カーディガンの使用を認めてくださっている学校もありますが、一定認めておられない学校もあります。その理由というのは、どういうところにあるのかなということ、を少し教えていただければと思うのと、同じところで熱中症対策として、ネッククーラーとかハンディファンを認めない学校というところがあって、理由は破損のおそれがあるためと下に書いていただいているのですが、破損のおそれだと、全てに通じることなのかなと思ったりもします。具体的にどういうところを危惧されていらっしゃるのか。この2点について、少し教えていただければと思います。

(都築学校教育課長)

まず、防寒対策について、中学校では基本的に指定の上着というか、ウインドブレーカー等を着用しておりますので、制服と同じように、基本的にそれを着なさいというのが今までの流れだと思います。ただ、やはり経済的負担のこともありますし、学校のウインドブレーカーは少し薄かったりするという例もあつたりしますので、これは徐々に認めていく流れになっているのかなと思っております。

次に、熱中症対策のネッククーラー、ハンディファン、これも今まであまりなかったもので、今後どういうふうに認めていくかというところですけど、特に聞くのはハンディファンについては、登下校だけだったらいのですが、教室で使ってしまったら、子供のいたずらとかで壊れてしまったりすることをおそれているとは聞いておりますが、こちらもちろんルールを決めればよいということもあると思いますので、より認めていく方向で学校と話し合いをしていくのかなと思っております。やはり一番大事なのは、学校が決めるということではなくて、それを子供たち、また、保護者、運営協議会と協議して、その内容が本当にふさわしいかどうか決めていくという姿勢なのかなと思っております。

以上でございます。

(今井委員)

ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(福本教育長)

ほかにこの件について、何か御質問等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

では、今後の方針以外の部分についての議題を終わらせていただきます。ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆様から教育委員会会議で取り上げるべき項目について、何か御意見はありませんでしょうか。

本田委員もよろしいでしょうか。

また、後日でも結構でございますので、何かございましたら事務局までお伝えいただけたらと思います。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会 9時53分